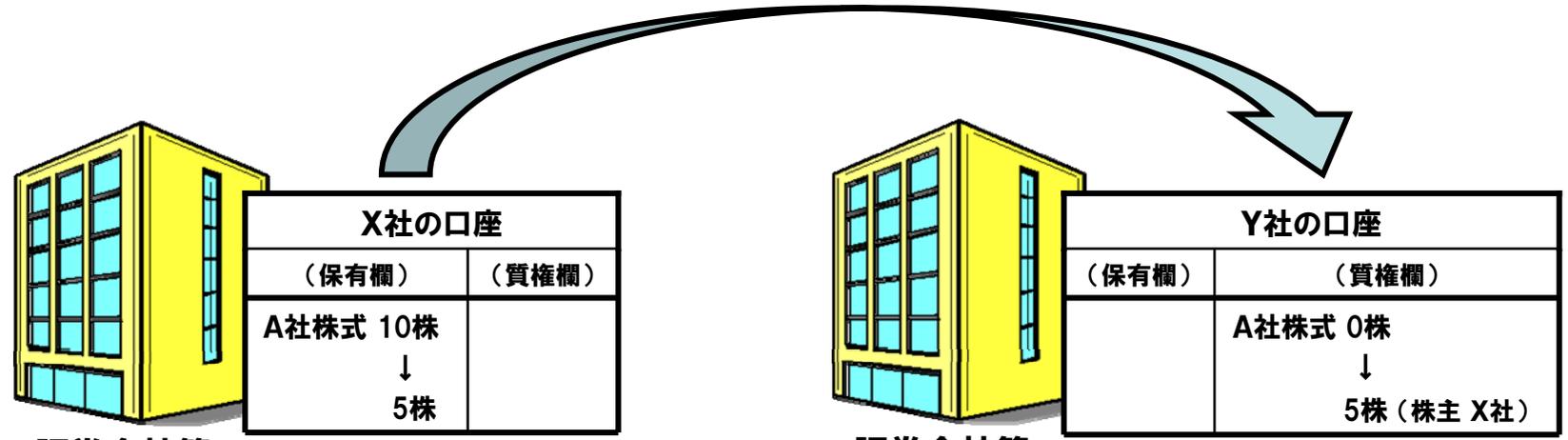


○ X社がY社に対し、A社株式5株を質入れするケース

X社の口座とY社の口座が異なる口座管理機関に開設されている場合と、同一の口座管理機関に開設されている場合の、いずれもありうるが、どちらの場合であっても口座振替が行われることに変わりはない。

③ 口座振替



証券会社等

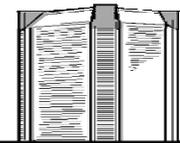
証券会社等

口座振替により、質権設定者であるX社の口座(保有欄)からA社株式5株が減少される。

口座振替により、質権者であるY社の口座(質権欄)にA社株式5株が増加される。(この5株の株主はX社であることも口座に記録される。)

② 振替申請 (5株)

X社は、A社株式が記録されている自己の口座のある証券会社等に対し、A社株式5株について、Y社の口座(質権欄)への振替申請をする。(質入れのための振替申請)



X社
(質権設定者)

③ 資金貸付等

① 質権設定契約

(X社がY社にA社株式5株を質入れ)



Y社
(質権者)

Y社は、自己の口座の質権欄に、X社からA社株式5株が振り替えられたことを確認する。

(注) 振替申請をするためには、X社は、Y社の口座のある証券会社やY社の口座の口座番号(加入者口座コード)等を把握しておく必要がある。